

クルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から 下船した新型コロナウイルス感染症患者等の受 入に係る外国籍の患者の入院医療費の調査

和田耕治

国際医療福祉大学大学院医学研究科
医学専攻・公衆衛生学専攻 教授

令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業
一類感染症等の患者発生時に備えた臨床的対応に関する研究

研究結果の要約

- DP号から入院した外国籍の342名（423名のうち80.9%）の医療費等を調査
- 60歳以上が49%，酸素投与を有した症例が9%，死亡1名であった
- 総費用は2億8843万円
- 全体の96%が日本の公的医療保険において保険診療対象であった
- 保険診療対象費用の98%が公費請求された
- 保険診療対象外費用の95%が船会社請求
- 民間保険加入状況は医療機関として87%が不詳

研究目的

ダイヤモンド・プリンセス号に乗船し、
新型コロナウイルスのPCR検査で陽性と
なり**入院を要した外国人籍の患者**に
おける**入院医療費**等を明らかにする

調査対象

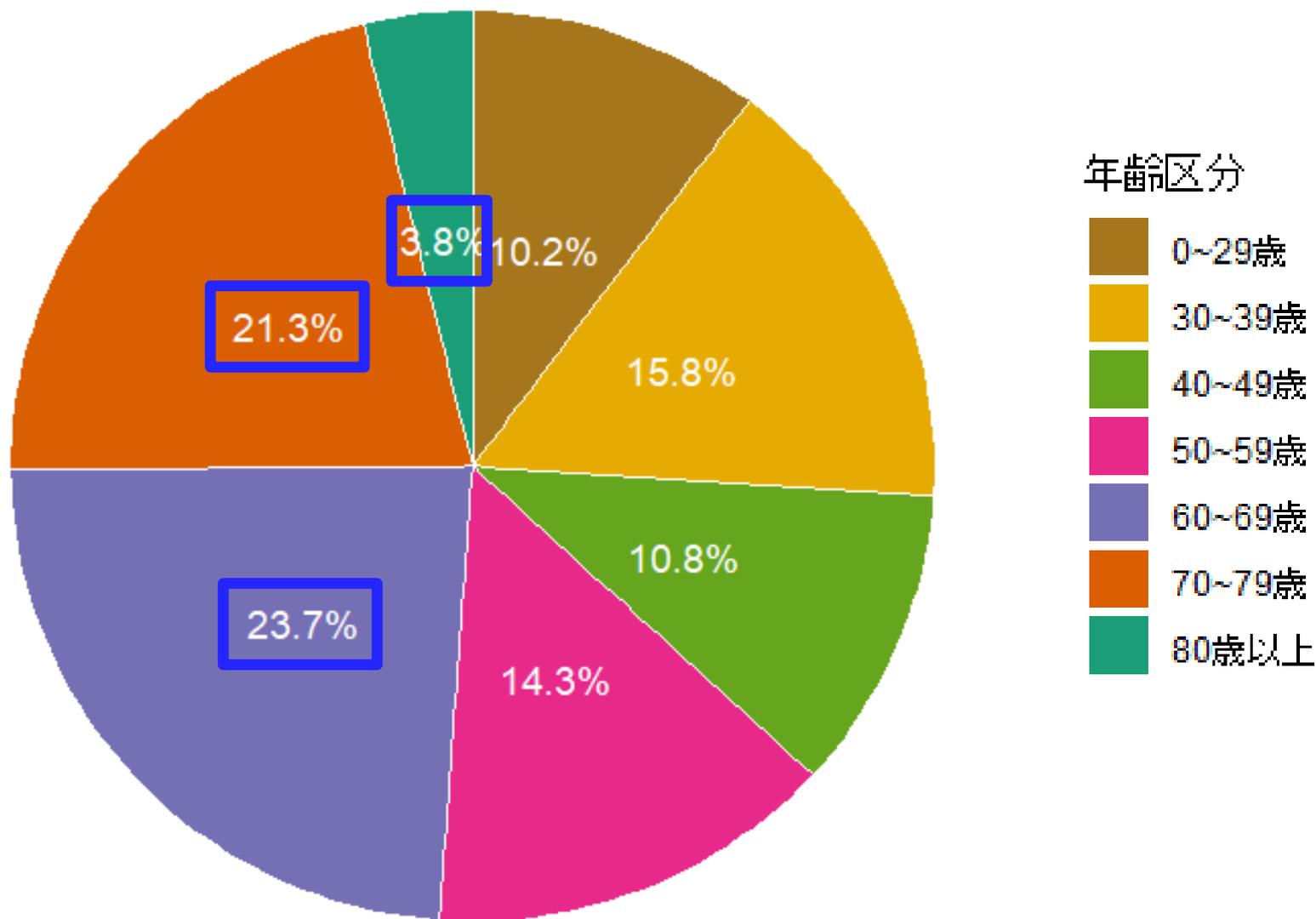
DP号からの外国人患者を
受け入れた**91施設**^{注)}

未回収28施設

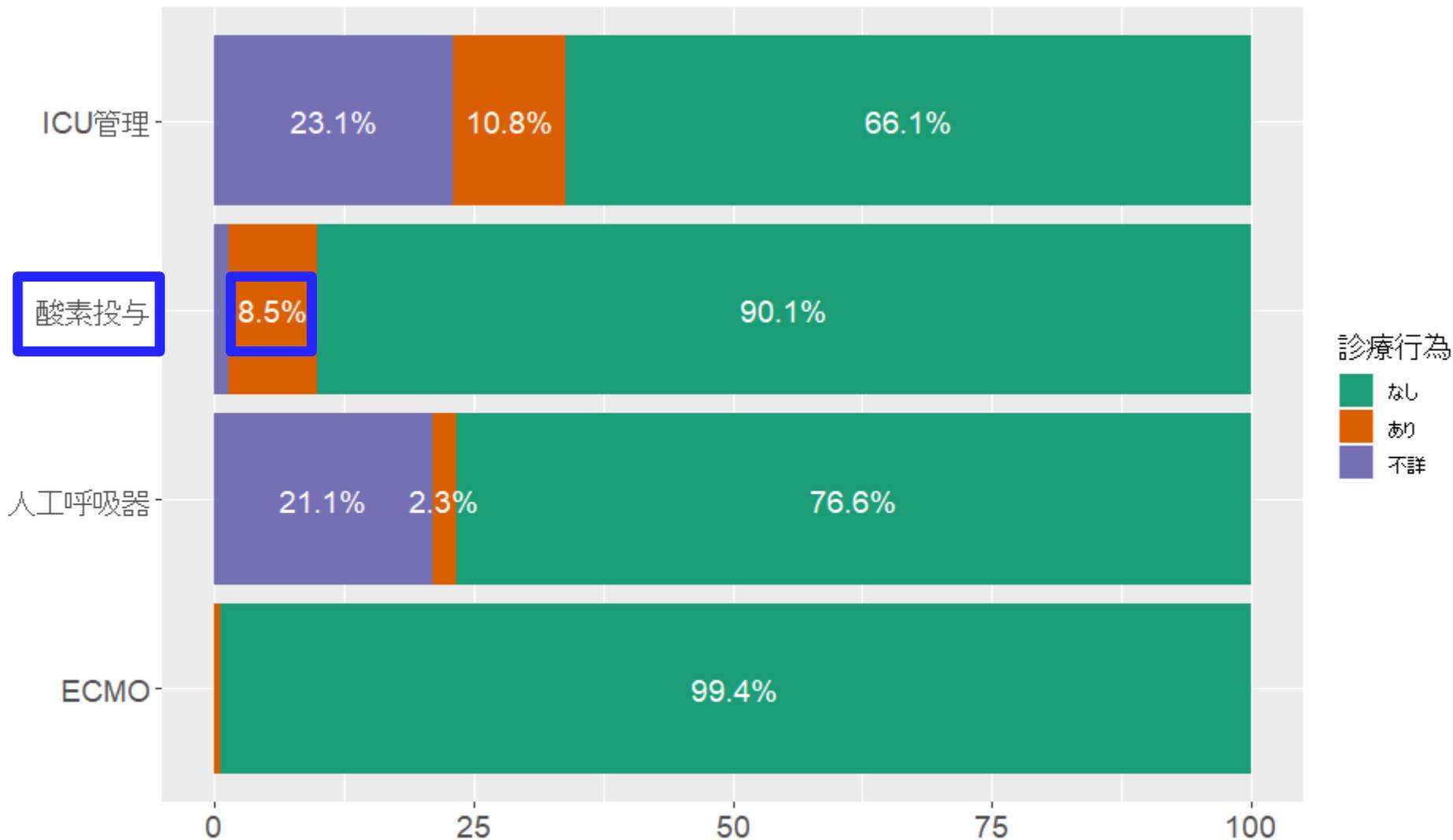
郵送調査に参加した
63施設の342名
(回収率: 69%)

注) 6月22日から7月6日の間に、郵送調査を実施したものである。
DP号=ダイヤモンド・プリンセス号

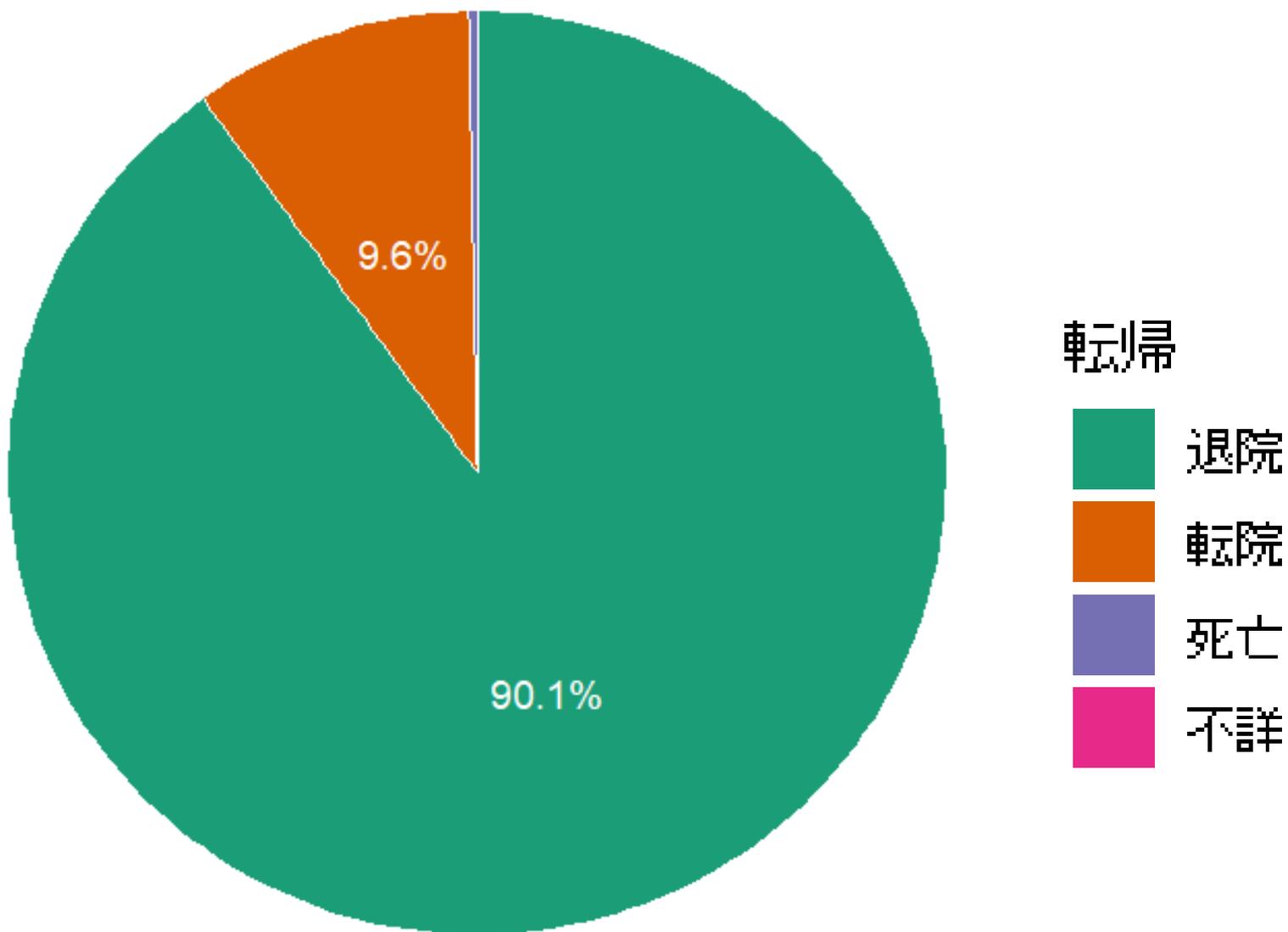
60歳以上が約半数(49%)



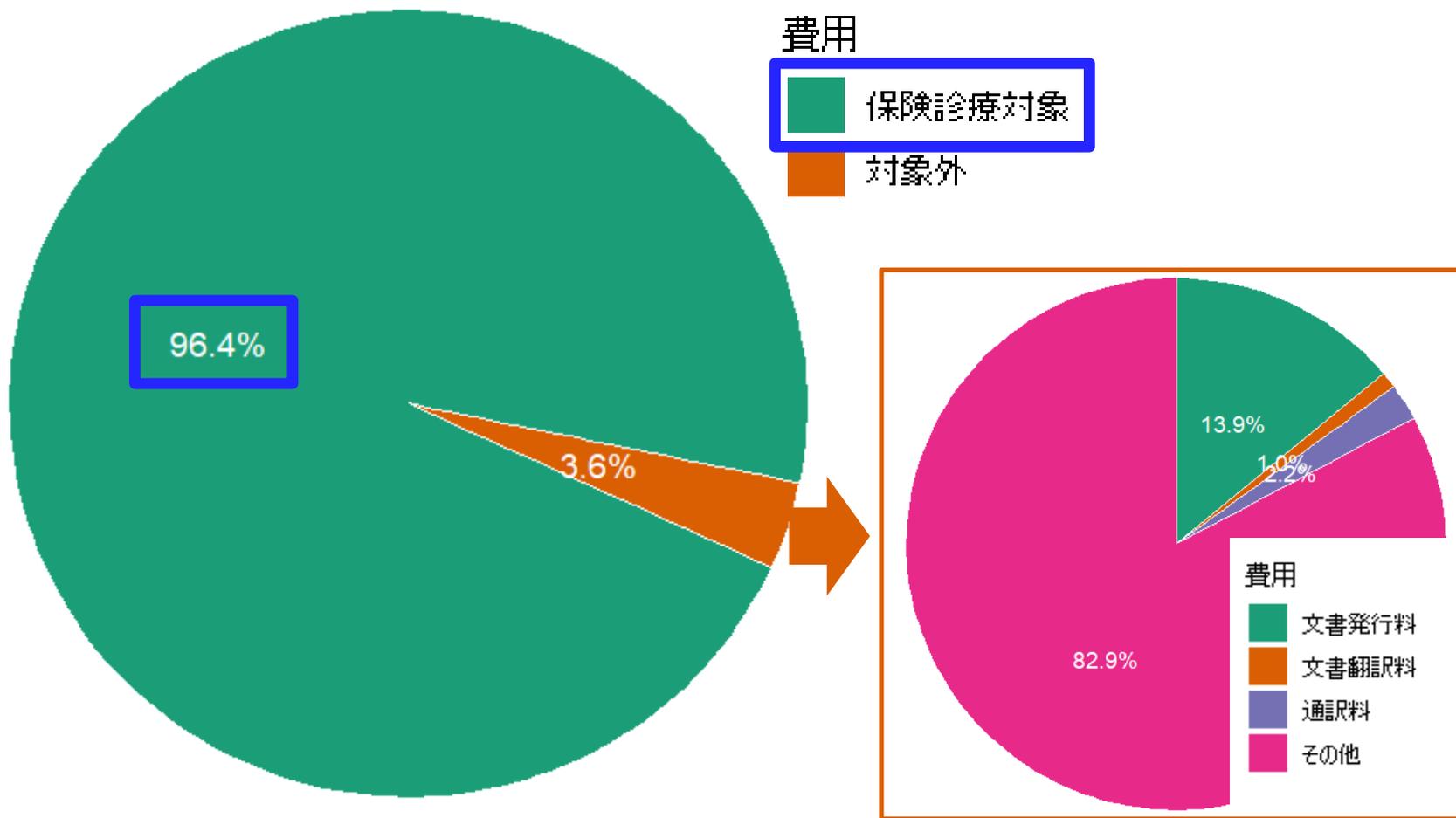
酸素投与を要した患者は9%



死亡は1名

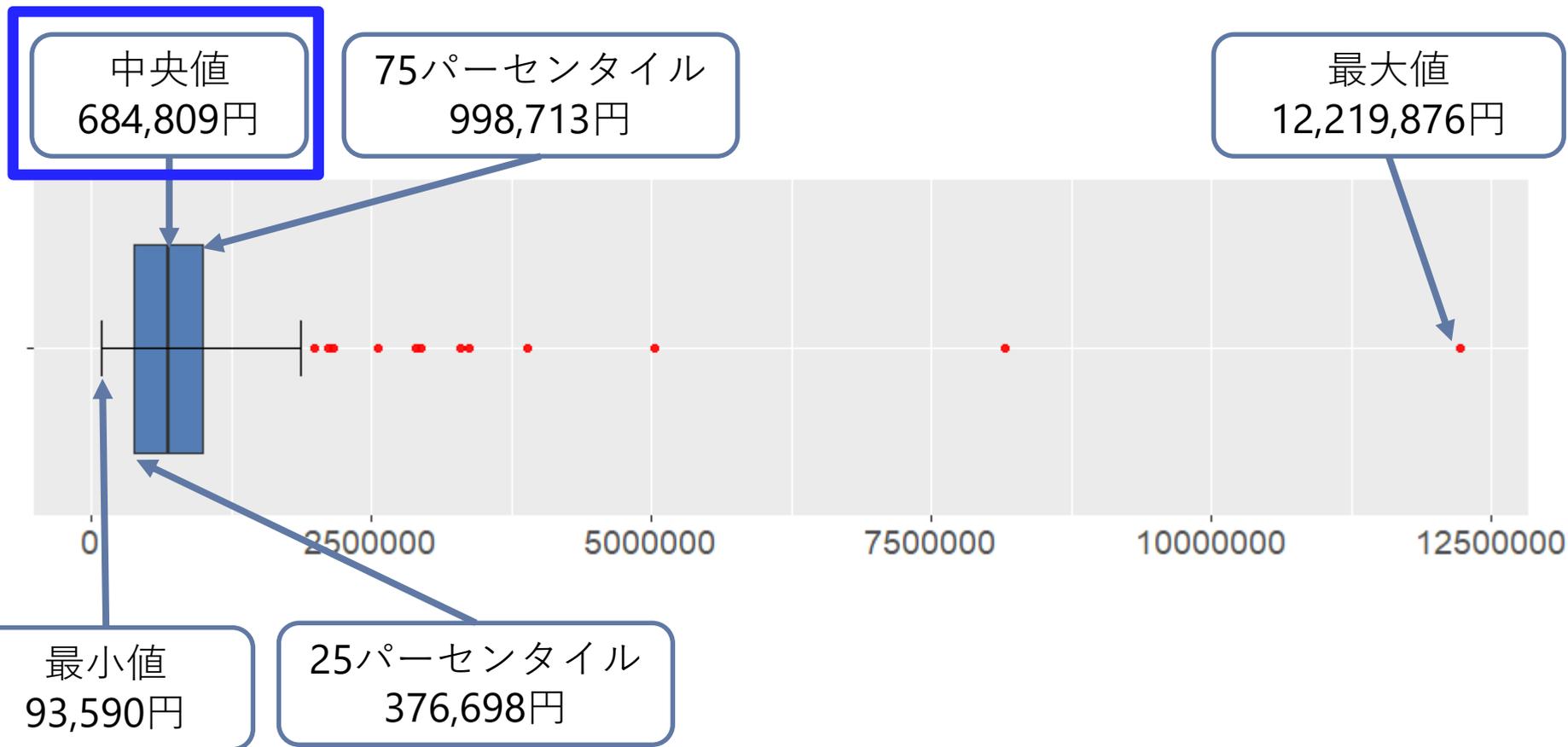


342名の総費用は2億8843万円, 2億7801万円(96%)は保険診療対象費用

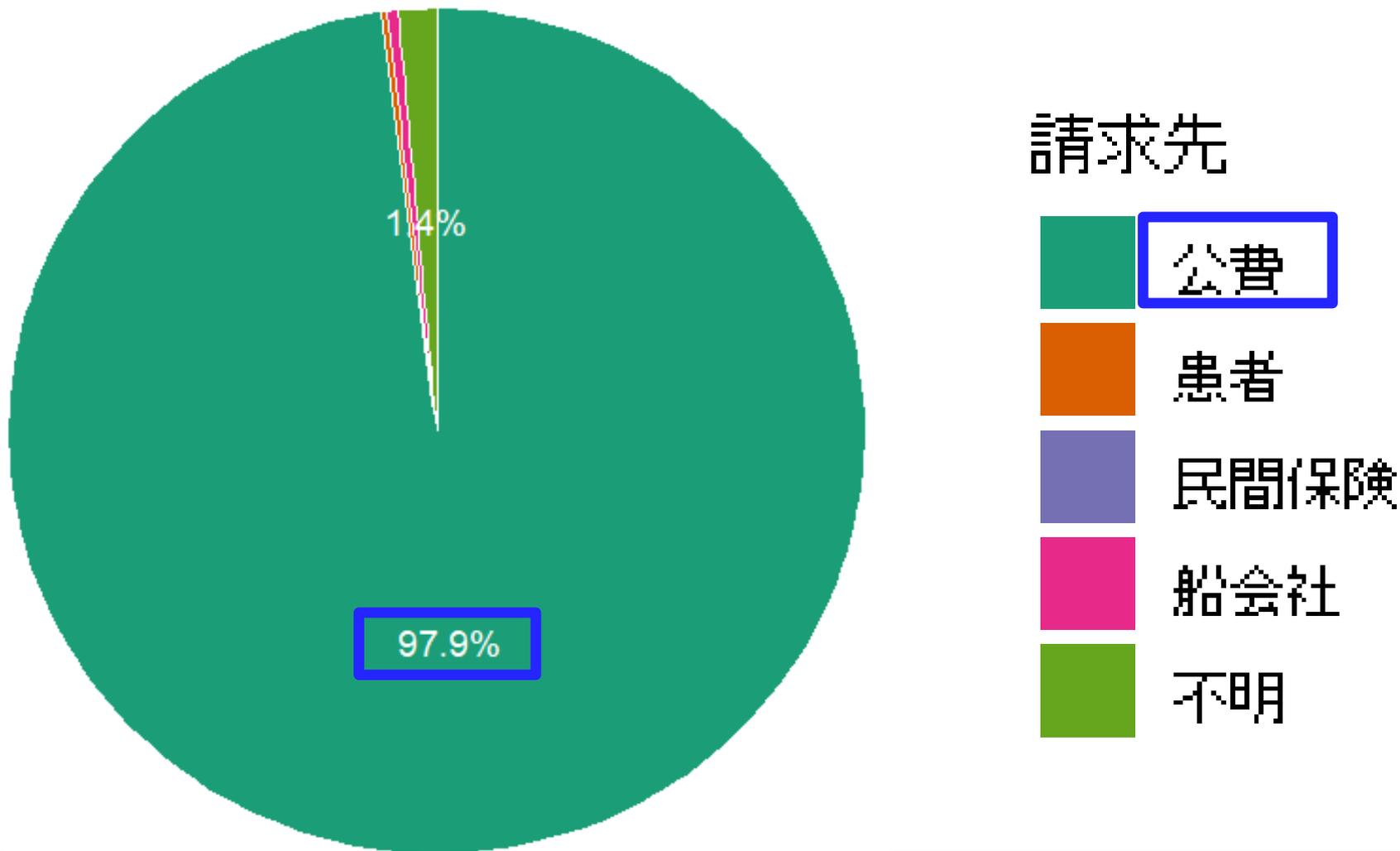


注) 保険診療対象外の費用のうち「その他の費用」として、病衣、日用品、飲食、差額ベッド料などがある

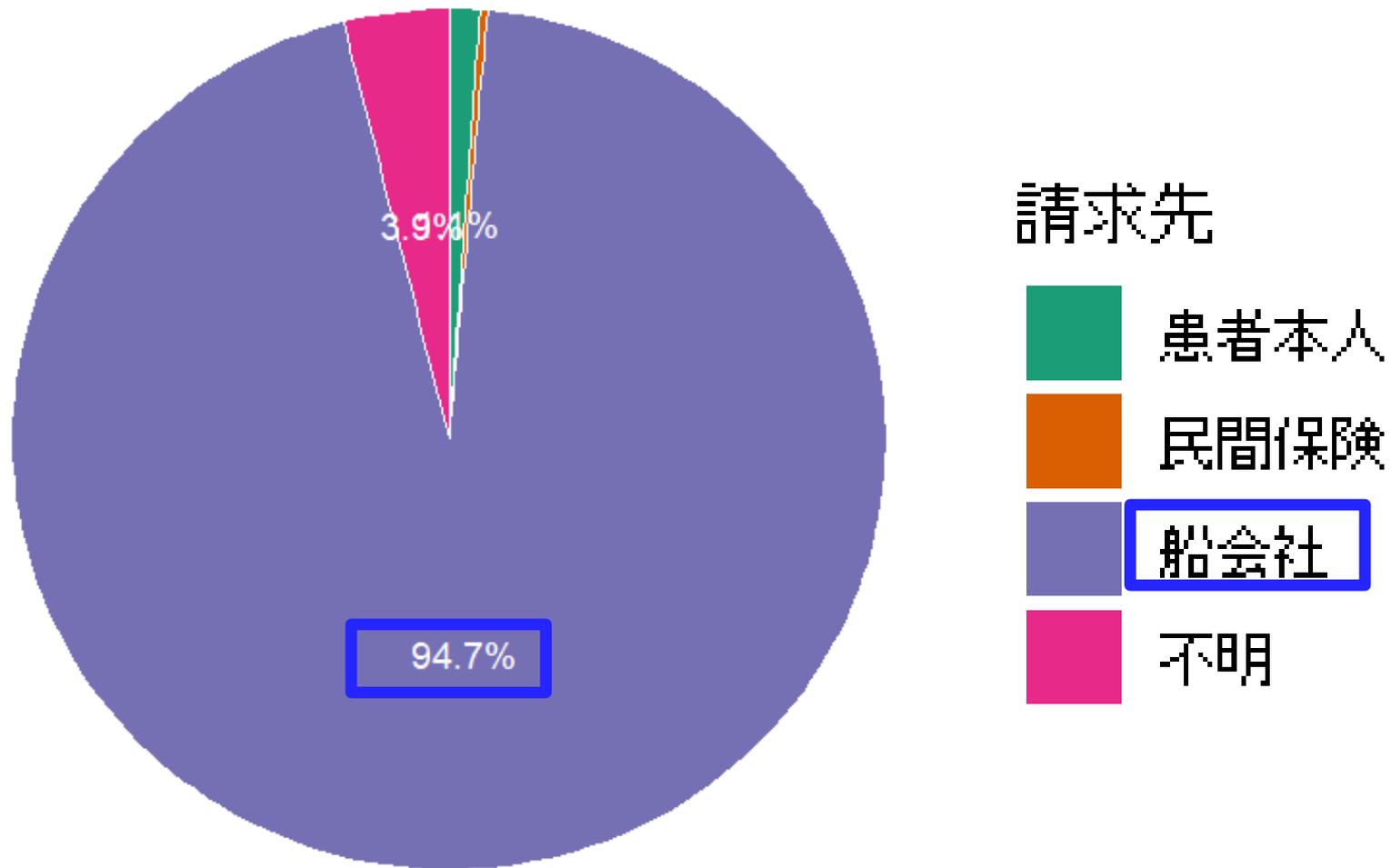
1人あたり総費用, 中央値は68万円



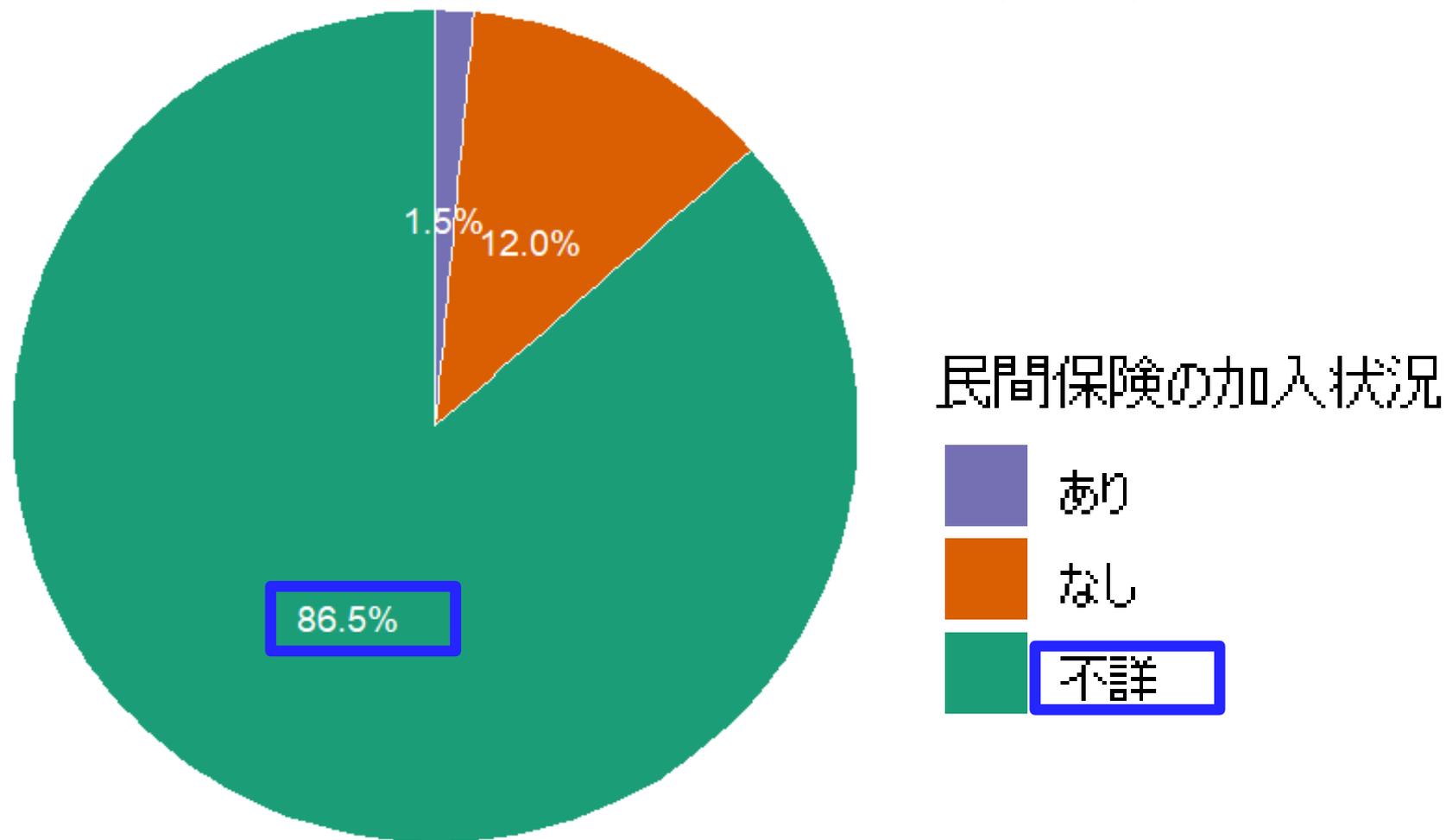
保険診療対象費用の請求先, 2億7219万円(98%)は公費



保険診療対象外費用の請求先, 987万円(95%)は船会社



海外旅行保険等の民間保険加入状況， 医療機関として不詳が大半(87%)



研究結果の要約

- DP号から入院した外国籍の342名（423名のうち80.9%）の医療費等を調査
- 60歳以上が49%，酸素投与を有した症例が9%，死亡1名であった
- 総費用は2億8843万円
- 全体の96%が日本の公的医療保険において保険診療対象であった
- 保険診療対象費用の98%が公費請求された
- 保険診療対象外費用の95%が船会社請求
- 民間保険加入状況は医療機関として87%が不詳

費用負担のイメージ

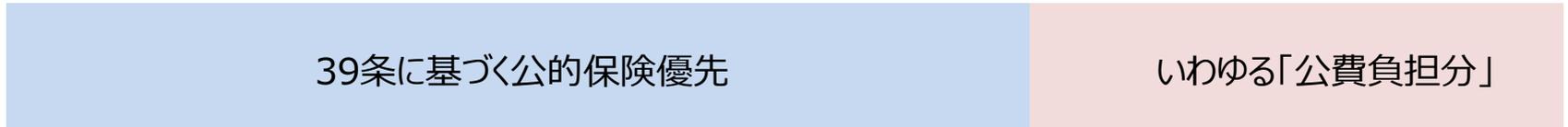
公的保険あり&年間所得税額56万4千円超の者



37条②に基づく自己負担

(※) 都道府県において徴収するかどうかを判断

公的保険あり&年間所得税額56万4千円以下の者



(入院患者の医療)

第三十七条 都道府県は、都道府県知事が第十九条若しくは第二十条（これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。）又は第四十六条の規定により入院の勧告又は入院の措置を実施した場合において、当該入院に係る患者（新感染症の所見がある者を含む。以下この条において同じ。）又はその保護者から申請があったときは、当該患者が感染症指定医療機関において受ける次に掲げる医療に要する費用を負担する。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療
- 四 病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

2 都道府県は、前項に規定する患者若しくはその配偶者又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者が前項の費用の全部又は一部を負担することができる」と認められるときは、同項の規定にかかわらず、その限度において、同項の規定による負担をすることを要しない。

3 第一項の申請は、当該患者の居住地を管轄する保健所長を経由して都道府県知事に対してしなければならない。

(他の法律による医療に関する給付との調整)

第三十九条 第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定により費用の負担を受ける感染症の患者（新感染症の所見がある者を除く。）が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定により医療に関する給付を受けることができる者であるときは、都道府県は、その限度において、第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定による負担をすることを要しない。

2 第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定は、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）の規定により医療を受けることができる結核患者については、適用しない。

3 第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定による費用の負担を受ける結核患者が、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の規定による療育の給付を受けることができる者であるときは、当該患者について都道府県が費用の負担をする限度において、同法の規定による療育の給付は、行わない。

(診療報酬の請求、審査及び支払)

第四十条 感染症指定医療機関は、診療報酬のうち、第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定により都道府県が負担する費用を、都道府県に請求するものとする。

2 都道府県は、前項の費用を当該感染症指定医療機関に支払わなければならない。

3～7 (略)